第百四十九条第一項中「第四十七条第三項」の下に「（同法第四十七条の二第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「同法第四十七条第三項」に改め、同項ただし書中「第六十二条第四項各号」の下に「（第六十二条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「又は調停調書の正本」を「若しくは調停調書の正本又は電子審判書（家事事件手続法第七十六条第一項に規定する電子審判書であって、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）若しくは調停に係る電子調書（同法第二百六十八条第一項の規定により作成され、ファイルに記録された電子調書をいう。）の記録事項証明書」に、「記録の」を「非電磁的事件記録の」に、「、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付」を「又はその正本、謄本若しくは抄本の交付の請求、当該事件の電磁的事件記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供の請求及び当該事件に関する事項を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供」に改め、「第六十二条」の下に「から第六十二条の三まで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十二条第七項中「第六十九条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第五項」とあるのは、「民事執行法第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第九項及び第百三十三条の二第五項（同法第百三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二節　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第三百四十二条　前条の規定による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下この節において「改正後条約実施法」という。）第五十八条第一項において準用する民事訴訟法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始される子の返還に関する事件（以下この節において「改正後返還事件」という。）における手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（調書に関する経過措置）

第三百四十三条　改正後条約実施法第六十一条第一項及び第二項並びに第百三十条の規定は、改正後返還事件における電子調書の作成について適用し、施行日前に開始された子の返還に関する事件（以下この節において「改正前返還事件」という。）における調書の作成については、なお従前の例による。

2　改正前返還事件における調書の更正については、改正後条約実施法第六十一条第三項において準用する民事訴訟法第百六十条の二第一項中「前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容」とあるのは「調書の記載」と、同条第二項中「その旨をファイルに記録して」とあるのは「調書を作成して」として、同条の規定を適用する。

3　改正後条約実施法第百条第三項の規定は、改正後返還事件における和解についての電子調書の作成について適用し、改正前返還事件における和解の調書への記載については、なお従前の例による。

4　改正前返還事件における和解に係る調書の更正については、改正後条約実施法第百条第五項において準用する民事訴訟法第二百六十七条の二第一項中「前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書」とあるのは、「和解を記載した調書」として、同項の規定を適用する。

（裁判所の許可を得ないでする裁判書の正本等の交付の請求に関する経過措置）

第三百四十四条　子の返還に関する事件、子の返還の強制執行に係る事件及び子との面会その他の交流の強制執行に係る事件（次条において「子の返還等に関する事件」という。）であって施行日前に開始されたものにおける裁判所の許可を得ないでする裁判書の正本、謄本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第三百四十五条　改正後条約実施法第六十二条の三（改正後条約実施法第百三十三条、第百四十三条及び第百四十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第百二十一条の四（改正後条約実施法第百二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始される子の返還等に関する事件に関する事項の証明について適用し、施行日前に開始された子の返還等に関する事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第三百四十六条　改正後条約実施法第六十三条第四項において準用する民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後返還事件における期日の呼出しについて適用し、改正前返還事件における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第三百四十七条　改正後条約実施法第六十七条において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後返還事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第三百四十八条　改正後条約実施法第六十七条において準用する民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後返還事件における公示送達について適用し、改正前返還事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第三百四十九条　改正後条約実施法第六十九条の規定は、改正後返還事件における同条第一項に規定する申立て等について適用し、改正前返還事件における第三百四十一条の規定による改正前の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（家庭裁判所調査官又は裁判所技官の書面による報告の方式に関する経過措置）

第三百五十条　改正後条約実施法第七十九条第五項（改正後条約実施法第八十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後返還事件における家庭裁判所調査官又は裁判所技官の書面による報告に代わる報告の方式について、適用する。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第三百五十一条　改正後条約実施法第八十六条において準用する民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（同法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後返還事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第三百五十二条　改正後条約実施法第八十六条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後返還事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前返還事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（終局決定の方式等に関する経過措置）

第三百五十三条　改正後条約実施法第九十四条及び第九十五条第二項（これらの規定（改正後条約実施法第九十四条第一項を除く。）を改正後条約実施法第九十八条第三項において準用する場合を含む。）並びに第九十七条第二項の規定は、改正後返還事件における終局決定の方式、電子裁判書の作成、更正決定及び中間決定について適用し、改正前返還事件における終局決定の方式、裁判書の作成、更正決定及び中間決定については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第三百五十四条　改正後条約実施法第九十九条第四項において準用する民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定及び改正後条約実施法第百二十三条第四項において準用する民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後返還事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。